

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

介護福祉士の資格取得方法については、その資質向上を図る観点から、平成19年に法改正を行い、実務経験ルート（改正前は実務3年+国家試験）に6月（600時間）以上課程を新たに義務付け、平成24年度より施行することとしたところ。

しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じているなどの課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見がある。

以上を踏まえ、資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について検討を行うとともに、介護職員全体のキャリアラダー構築に資するため、介護人材養成の今後の具体像も併せて検討を行う。

2. 検討項目

- (1) 今後の介護人材養成の基本的な方向性
- (2) 現場における介護職員の現状と介護職員へ期待される役割
- (3) 実務経験ルートにおける養成課程（600時間課程）について
- (4) 介護福祉士と他の研修制度との関係
- (5) 介護人材のキャリアアップの仕組みの具体的な在り方

3. 本検討会の構成

本検討会は、福祉・介護関係者、学識有識者等で構成する。（別添）

4. スケジュール

- (1) 第1回を3月29日に開催し、2の(1)から(4)までの検討項目について検討した上、7月を目途に中間的な意見のとりまとめを行う。(7月までに4回程度開催(予定))
- (2) 7月以降、2の(5)の検討項目について検討し、年内を目途に意見のとりまとめを行う。

5. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働大臣政務官の指示に基づき、社会・援護局及び老健局が共同で主催し、社会・援護局長が招集する。
- (2) 本検討会の運営に係る庶務は、社会・援護局福祉基盤課と老健局振興課が共同で行う。
- (3) 本検討会の議事は公開とする。